

仙北市 通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～

仙北市通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「仙北市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会が策定しました。

- ・仙北市教育委員会学校教育課
 - ・仙北市建設部建設課
 - ・仙北市総務部総合防災課
 - ・仙北警察署交通課
 - ・仙北警察署生活安全課
 - ・仙北市スクールガードリーダー
 - ・国土交通省角館国道維持出張所
 - ・仙北地域振興局建設部企画・建設課
 - ・仙北市小学校長代表
 - ・仙北市PTA連合会正副会長
- *必要に応じて、市内各小学校代表者及びPTA代表者を加えるものとします。

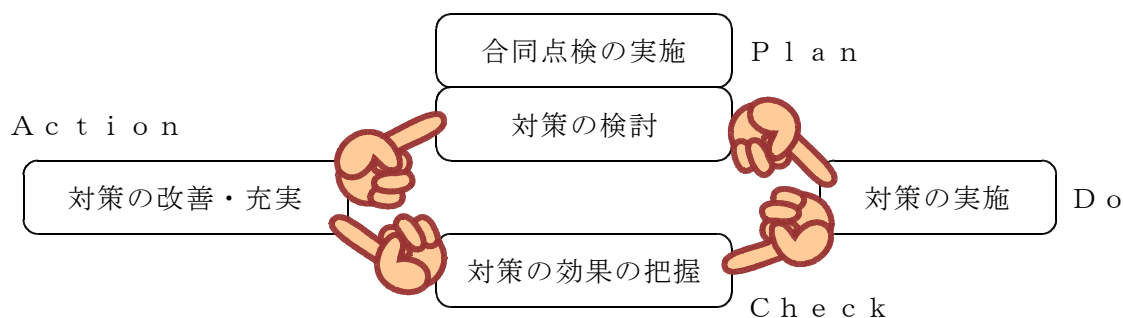
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検（平成24年8月）後も合同点検を継続するとともに、対策実施状況や実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を目指します。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

<通学路の安全確保のためのPDCAサイクル>



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を2つのグループに分け、グループごとに小学校単位で合同点検を実施します。
- ・積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、隔年で夏期と冬期交互に点検を行います。

【第1グループ】	
1	角館
2	白岩
3	神代

【第2グループ】	
4	生保内
5	西明寺
6	桧木内

- | | |
|---|-----------------------------|
| { | 第1グループ → 偶数年度は夏期、奇数年度は冬期に実施 |
| | 第2グループ → 偶数年度は冬期、奇数年度は夏期に実施 |

- ・合同点検を効率的・効果的に行うため、通学路安全推進協議会において、重点課題を設定します。

② 合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会等が合同で点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策や、交通規制や交通安全教育の充実のようなソフト面の対策など、対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で密な連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果把握のための手法を検討し、対策効果の把握を行います。

例) ・地域住民へのアンケート調査の実施

- ・車両と歩行者の離隔の測定

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表、対策箇所図の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

<附 則>

本プログラムは、平成26年7月17日から施行する

平成30年11月27日 改訂

- ・「通学路交通安全プログラム」から交通を削除
- ・通学路安全推進協議会メンバーに仙北警察署生活安全課、仙北市スクールガード・リーダーを追加

令和2年4月1日 改訂

- ・第1グループから中川を削除

令和3年4月1日 改訂

- ・教育総務課を学校教育課に変更